

篠 監 公 表 第 1 号  
平成 26 年 10 月 23 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成26年8月29日に提出のあった篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

# 篠山市職員措置請求に係る監査結果

(平成26年8月29日提出分)

平成26年10月

篠山市監査委員

## 篠山市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求の受付

平成26年8月29日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市\*\*\*\*\*

氏 名 \*\*\*\*\*

#### 2 請求の概要

##### (1) 請求の要旨

平成25年度、24年度の「篠山市議会政務活動費」から議員(会派・破竹会)が支払った別紙1(領収書)の公明新聞購読料は、市政の調査研究の必要経費とは言えない。

条例の趣旨

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、篠山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この条例において「政務活動」とは、会派活動(議会内の議員で構成する団体として、政策立案、政策提言、調査研究、住民意思の把握、広報広聴活動等を主体的に実施するとともに、会派に所属する議員が会派の職務を果たすための活動をいう。)及び議員活動(政策立案、政策提言、調査研究、住民意思の把握、広報広聴活動等の活動をいう。)をいう。ただし、政党活動、後援会活動等の選挙活動等を除く。

第6条 政務活動費の使途基準は、別表に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

公明新聞は、特定の宗教に係る新聞であり個人が自宅で購読するのは問題ないが政務活動費で購読するのはそぐわない。

政務活動費交付に関する条例、使途基準にそぐわない。

以上について市長に『議員の不当利益として返還させ、市に賠償させる』措置を求

める。

(2) 事実を証する書面

- ア. 政務調査費支出書（会派名 破竹会、支出科目 資料作成・購入費、支出日平成25年3月30日、支出内容 公明党新聞購読料 H24. 5月～H25. 3月分）
- イ. 政務活動費支出書（会派名 破竹会、支出科目 資料購入費、支出日平成26年03月31日、支出内容 2013年4月～2014年3月の公明新聞購読料）

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成26年9月16日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求の監査において、議会選出監査委員である恒田正美監査委員は、自治法第199条の2の規定により除斥とした。

2 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)が「不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

請求人は本件措置請求書で①政務調査費支出書平成25年3月30日の20,185円の支出及び②政務活動費支出書平成26年3月31日の22,020円の支出を特定し、本件措置請求をおこなっているが、①については監査の対象が1年を超えることから②について監査の対象とした。

(1) 篠山市議会政務活動費から支出された公明新聞購読料が篠山市議会政務活動費の交付に関する条例、使途基準にそぐわない支出であるかどうかについて

3 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

次の件については、監査の対象事項としなかった。

ア. 上記①に関する支出

(2) 監査の対象としなかった理由

上記(1)アについては、自治法242条第2項により、職員措置請求は正当な理由がある場合を除き当該行為のあった又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないと規定されている。ここで言う正当な理由とは、

当該行為が秘密裡にされた場合に限らず当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることが出来なかった場合のことであり、情報公開請求が出来る状態にある場合には当該情報を入手することは、相当の注意力をもって調査することに含まれ、したがって、自治法第242条第2項のただし書の規定による正当な理由があるものとは認められない。

#### 4 監査対象部局

議会事務局

#### 5 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成26年10月1日に議会事務局の関係職員から陳述の聴取をした。

#### 6 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成26年10月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠（追加証拠）として、下記の文書が提出された。

ア． 福岡市議会の2006年度政務調査費返還請求住民訴訟は、6年間に及ぶ裁判の末、11月18日の福岡地裁判決が確定し、終結しましたとする福岡地判H25.11.18の書類

### 第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。

したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

#### (1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

ア． 堀毛隆宏議員は平成25年度については会派破竹会に所属しておりまた会派の代表者である。

イ． 市は自治法第100条第14項及び15項の規定に基づき、篠山市議会政務活動費の交付に関する条例及び篠山市議会政務活動費の交付に関する規則を制定し会派又は議員に対し議会の議員の調査研究その他活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

ウ． 政務活動費の用途基準については条例第6条で「別表に掲げる項目ごとに

おおむね右欄に掲げるとおりとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定されており、具体的な内容は別表（第6条関係）政務活動費使途基準に定められている。

エ. 破竹会に対する政務活動費の交付手続きは、平成25年4月9日付で政務活動費交付申請書が篠山市議会議長経由で篠山市長に提出され、平成25年4月25日付で篠山市長より政務活動費交付決定通知書が破竹会代表堀毛隆宏議員に通知され、平成26年3月31日付で平成25年度政務活動費収支報告書が破竹会代表堀毛隆宏議員（経理責任者により作成）から篠山市議会議長あてに報告されている。

オ. 破竹会の平成25年度政務活動費収支報告書にある新聞雑誌購読料は221,798円であり、このうち22,020円が平成25年4月から平成26年3月までの公明新聞購読料として支出されている。

## (2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、政務活動費からの公明新聞購読料の支出は、公明新聞が特定の宗教に関する新聞であり政務活動費の交付に関する条例及び使途基準にそぐわないとしている。

これらのことが、不当な公金支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

### 判断(1)

公明新聞は、政務活動費支出書に添付された新聞購読料領収書によると販売店名が聖教新聞販売店と記載があるものの、聖教新聞とは異なり公明党という政党が出版する機関紙であり、政治経済教育等をテーマにした内容が掲載されており特定の宗教に関する新聞であるとは認められない。

### 判断(2)

篠山市議会政務活動費の交付に関する条例の別表（第6条関係）政務活動費使途基準において、資料購入費の項目で「会派等が行う調査研究その他の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」として新聞購読料が認められており、また特定政党の機関紙購読を禁止する旨の規定も存在しない。

また、調査研究の対象は広範囲に及ぶものであり調査方法も多様であるため、政務活動費としての支出の適合性に関する判断については議員の良識にゆだねられており、公明新聞の購読が地域の情報収集でなく国政レベルの政党の主義主張等がどのようなものかを知る情報源としての利用で、会派活動に有益であるとすると点については問題ないと判断する。

従って、条例及び使途基準にそぐわないものとは認められない。

以上のことから(1)及び(2)いずれの判断においても不当性がないので、請求人が篠山市長に対し、議員の不当利益として返還させ、市に賠償させる措置を求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。